

長野県議会災害等対策連絡本部
(長野県議会新型コロナウイルス感染症対策連絡本部)
協議事項(要旨)

令和2年3月30日(月)
各会派代表者との打合せ会議終了後

- 1 新型コロナウイルス感染症の現在の県内の状況について(資料第1、2号)
(阿部知事、竹内危機管理監、土屋健康福祉部長、徳本衛生技監、福田雇用・就業支援担当部長兼参事(新型コロナウイルス対策担当))

県対策本部の設置、現在の県内の状況について、阿部知事、竹内危機管理監、土屋健康福祉部長、徳本衛生技監、福田雇用・就業支援担当部長兼参事(新型コロナウイルス対策担当)から説明する。

- 2 今後の対応について(議長)
県対策本部からの対応状況に関する情報については、各議員に随時提供することとし、その他の対応については、この会議において協議・調整することとなる旨を了承いただく。

- 3 その他

資料第 1 号

第1回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和2年3月27日(金)13:20～

場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

次 第

議 題

- 1 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部について
- 2 現在の県内の状況について
- 3 その他

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (抜粋)

○関係条文

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の所掌事務)

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(政府対策本部長の権限)

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県知事等」という。)並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指

定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。
 - 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視総監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の

関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法逐条解説 p 86 (第二十四条関係) より抜粋)

例えば、

- 手洗い、うがいなど感染対策の広報活動や、コールセンターにおけるボランティアの活動を、ボランティア団体への協力を要請
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言前においても、学校、社会福祉施設等での文化祭等のイベントの延期や施設使用の制限などの感染対策を実施すること等を要請

責務等について【特措法第3～5条】

国の責務

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等感染症及び新感染症、以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

有事における都道府県の役割

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

- 【任意に対策本部設置可】
- ※法律に基づく対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該疾病に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

行動計画について

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府・都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- ② 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- ② 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

(指定行政機関)

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁
- 六 総務省
- 七 消防庁
- 八 法務省
- 九 出入国在留管理庁
- 十 外務省
- 十一 財務省
- 十二 国税庁
- 十三 文部科学省
- 十四 厚生労働省
- 十五 検疫所
- 十六 国立感染症研究所
- 十七 農林水産省
- 十八 動物検疫所
- 十九 林野庁
- 二十 水産庁
- 二十一 経済産業省
- 二十二 資源エネルギー庁
- 二十三 中小企業庁
- 二十四 国土交通省
- 二十五 観光庁
- 二十六 気象庁
- 二十七 海上保安庁
- 二十八 環境省
- 二十九 原子力規制委員会
- 三十 防衛省
- 三十一 防衛装備庁

(指定地方行政機関)

第二条 法第二条第五号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。

- 一 沖縄総合事務局
- 二 管区警察局
- 三 東京都警察情報通信部
- 四 北海道警察情報通信部
- 五 総合通信局
- 六 沖縄総合通信事務所
- 七 地方出入国在留管理局
- 八 財務局
- 九 福岡財務支局
- 十 税関
- 十一 沖縄地区税関
- 十二 国税局
- 十三 沖縄国税事務所
- 十四 地方厚生局
- 十五 都道府県労働局
- 十六 地方農政局
- 十七 北海道農政事務所
- 十八 経済産業局
- 十九 産業保安監督部
- 二十 那覇産業保安監督事務所
- 二十一 地方整備局
- 二十二 北海道開発局
- 二十三 地方運輸局
- 二十四 地方航空局
- 二十五 航空交通管制部
- 二十六 管区气象台
- 二十七 沖縄气象台
- 二十八 管区海上保安本部
- 二十九 地方環境事務所
- 三十 地方防衛局

(指定公共機関)

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人労働者健康安全機構
 - 二 独立行政法人国立病院機構
 - 三 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 四 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
 - 五 日本銀行
 - 六 日本赤十字社
 - 七 日本放送協会
 - 八 広域的運営推進機関
 - 九 成田国際空港株式会社
 - 十 中部国際空港株式会社
 - 十一 新関西国際空港株式会社
 - 十二 北海道旅客鉄道株式会社
 - 十三 四国旅客鉄道株式会社
 - 十四 日本貨物鉄道株式会社
 - 十五 東京地下鉄株式会社
 - 十六 日本郵便株式会社
 - 十七 日本電信電話株式会社
 - 十八 東日本電信電話株式会社
 - 十九 西日本電信電話株式会社
 - 二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
- イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの
- ロ 薬剤師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの
- ハ 看護師の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの
- ニ 法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であって、その行う医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十三項に規定する製造販売をいう。ホにおいて同じ。)の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の需要に応ずるものと認められるもの
- ホ 医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織す

る法人であって、新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。第六条において「感染症法」という。))第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。第六条第二項第一号において同じ。)に係るワクチンの製造販売について医薬品医療機器等法第十四条の三第一項の規定により医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたもの(当該承認を受けようとする者を含む。)を構成員とするもの

ヘ 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であって、その行う事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品、医薬品医療機器等法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等又は再生医療等製品の配送の需要に応ずるものと認められるもの

ト 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者(同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。)、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者(その事業の用に供する発電用の電気工作物(同項第十八号に規定する電気工作物をいう。))に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。)

チ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者(同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業(以下チにおいて単に「ガス小売事業」という。))が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。)、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者(供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの(供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。))に限る。))及び同条第十項に規定するガス製造事業者(ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。))

リ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者

ヌ 海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であって、その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業(人の運送をするものを除く。))が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

- ル 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業(本邦内の地点と本邦外の地点との間において行う同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。)がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの
- ヲ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの
- ワ 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項に規定する内航運送をする事業を営むもの
- カ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの
- ヨ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者(業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第7号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定しました。

令和2年3月16日現在

指定地方公共機関の名称	本店の所在地
一般社団法人長野県医師会	長野市三輪1316-9
一般社団法人長野県歯科医師会	長野市稲葉2141
一般社団法人長野県薬剤師会	松本市旭2-10-15
公益社団法人長野県看護協会	松本市旭2-11-34
長野県医薬品卸協同組合	松本市中央4-9-63
帝石パイプライン株式会社	新潟県柏崎市大久保一丁目6番2号
松本ガス株式会社	松本市渚2丁目7番9号
上田ガス株式会社	上田市天神四丁目29番3号
諏訪瓦斯株式会社	諏訪市小和田南17番5号
大町ガス株式会社	大町市大町4729番地
信州ガス株式会社	飯田市箕瀬町3丁目2700番地
長野都市ガス株式会社	長野市鶴賀1017
一般社団法人長野県LPガス協会	長野市中御所一丁目16番13号 天馬ビル4階
しなの鉄道株式会社	上田市常田一丁目3番39号
長野電鉄株式会社	長野市権堂町2201番地
上田電鉄株式会社	上田市下之郷498
アルピコ交通株式会社	松本市井川城2丁目1番1号
長電バス株式会社	長野市大字村山471番1
千曲バス株式会社	佐久市野沢20番地
信南交通株式会社	飯田市大通2丁目208番地
伊那バス株式会社	伊那市西町5208番地
おんたけ交通株式会社	木曾郡木曾町福島2801番地
草軽交通株式会社	北佐久郡軽井沢町軽井沢東16番地1
株式会社関電アメニックス	大阪市中央区南船場4丁目11番12号
上田バス株式会社	上田市蒼久保1101番地2
公益社団法人長野県バス協会	長野市大字中御所鶴田560-4
公益社団法人長野県トラック協会	長野市大字南長池710番地3
地方独立行政法人長野県立病院機構 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県立信州医療センター ・ 長野県立阿南病院 ・ 長野県立木曾病院 ・ 長野県立こども病院(小児患者に限る) 	長野市南長野幅下692-2
長野県厚生農業協同組合連合会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐久総合病院 佐久医療センター ・ 浅間南麗こもる医療センター ・ 北アルプス医療センター あづみ病院 ・ 長野松代総合病院 ・ 北信総合病院 ・ 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院 ・ 南長野医療センター篠ノ井総合病院 ・ 富士見高原医療福祉センター 富士見高原病院 ・ 下伊那厚生病院 	長野市大字南長野北石堂町1177番地

長野県新型インフルエンザ等対策本部規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年長野県条例第2号。以下「本部条例」という。）第4条の規定により長野県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる室、部及び班を置く。

2 前項の室に室長、部に部長、班に班長を置く。

3 室、部及び班は、別表第1の事務を分掌する。

4 各部が連携して事務に当たる必要がある場合には、チームを置くことができる。

5 チームの構成及び分掌事務については別に定めるところによる。

(副本部長)

第3条 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 副本部長は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、副本部長にも事故あるときは、知事の職務代理者を定める規則（昭和39年4月1日規則第64号）第2項から第5項までに定める順序により（危機管理部長及び健康福祉部長を除く。）、知事の補助機関である職員が本部長の職務を代理する。

また、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、上記規則第1項による。

(危機管理監)

第4条 危機管理監は、本部長の命を受けて室長及び部長を指揮し本部の事務を掌理する。

(室長、部長、室付及び部付)

第5条 室長及び部長は、本部長の命を受けて室及び部の事務を掌理する。

2 室に室付、部に部付を置くことができる。

3 室付又は部付は、室長又は部長の命を受けて特定の事務を処理する。

(班に置かれる職員の職)

第6条 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

- 2 本部室には、連絡調整員を置く。
- 3 連絡調整員は、上司の命を受けて本部と部相互間の連絡及び各種情報収集の事務に従事する。
- 4 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。

(職に充てられる職員)

第7条 前2条に規定する職に充てられる新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、室長及び部長をもって充てる。

2 本部員でないその他の職員（以下「本部職員」という。）は、別表第1「班」欄及び別表第2のとおりとする。

(本部員会議)

第8条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項を協議するため、副本部長、危機管理監、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。

また、本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体等の出席を求めることができるものとする。

第3章 新型インフルエンザ等対策本部地方部

(設置)

第9条 新型インフルエンザ等対策の円滑、適切な実施を図るため、新型インフルエンザ等対策本部地方部（以下「地方部」という。）を置く。地方部の名称、位置及び管轄区域は、別表第3のとおりとする。

(任務)

第10条 地方部は、次の事務を処理する。

- (1) 管轄区域内の新型インフルエンザ等情報を収集し、及びこれを新型インフルエンザ等対策本部室に報告すること。
- (2) 管轄区域内の市町村の実施する新型インフルエンザ等対策に関する連絡調整をすること。
- (3) 管轄区域を所管する県の現地機関の実施する新型インフルエンザ等対策に関する連絡調整を図ること。

(職員の職)

第11条 地方部に、地方部長、副地方部長、班長及び班員を置く。

- 2 地方部長は、本部長の命を受けて地方部の事務を掌理する。
- 3 副地方部長は、地方部長を補佐する。

- 4 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。
- 5 班員は、上司の命を受けて班の事務に従事する。
- 6 第1項に規定する職に充てられる地方部に属する本部職員（以下「地方部職員」という。）は、別表第4のとおりとする。

（組織及び運営）

第12条 地域振興局長は、地方部の組織については、前条に定めるもののほか、別表第5を基準とし、運営については、この規程の本部の運営を基準とし、かつ、その地方の実情に応じ、あらかじめ定めておかなければならない。

2 前項により定めた組織及び運営は、知事に報告するものとし、これを変更した場合も同様とする。

3 地方部の班は、別表第5の事務を分掌する。

4 各班が連携して事務に当たる必要がある場合には、チームを置くことができる。

5 チームの構成及び分掌事務については別に定めるところによる。

（補 則）

第13条 この規程に定めるもののほか、長野県災害対策本部規程及び各地方部組織及び運営規程に準じて、対策本部について必要な事項は本部長が、地方部について必要な事項は各地方部の地方部長がそれぞれ別に定める。

附 則

この規程は、本部条例施行の日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から適用する。

(別表第1 別表第2) 長野県新型インフルエンザ等対策本部組織及び事務分掌

室・部 (室長、部長等)	班 (班長) (副班長)	分 掌 事 務
<p>本部室 (室長、 危機管理部長 副室長 (兼)健康福祉部長)</p>	<p>総務班 (危機管理防災課長) (消防課長) (秘書課長) (健康福祉政策課長) (保健・疾病対策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の組織及び設置に関すること。 2. 本部運営の連絡調整・渉外・庶務に関すること。 3. 本部職員の動員に関すること。 4. 地方部の設置に関すること。 5. 発生動向の把握に関すること。 6. 情報のとりまとめに関すること。 7. 地方部、市町村、関係機関への情報伝達に関すること。 8. 予防対策及び社会活動等の制限など感染拡大防止のための措置に関すること。 9. 国、市町村、消防機関等との連絡調整に関すること。 10. 国等と連携した社会機能維持のための措置及び緊急事態宣言時の措置に関すること。 11. 長野県新型インフルエンザ等対策委員会に関すること。 12. その他、対策の目的達成に必要な対応の実施に関すること。
	<p>広報班 (広報県民課長) (危機管理防災課長) (健康福祉政策課長) (保健・疾病対策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報道発表(報道協定等を含む)に関すること。 2. 報道関係者との連絡調整に関すること。 3. 県ホームページ等各種媒体による情報提供に関すること。 4. 広報担当チームの設置、運営に関すること。
<p>中央連絡部 (東京事務所長)</p>	<p>中央連絡班 (東京事務所次長)</p>	<p>政府中央官署、国会等との連絡調整に関すること。</p>
<p>企画振興部 (部長、 企画振興部長 部付 先端技術担当 部長、 交通担当部長)</p>	<p>総合政策班 (総合政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。
	<p>情報政策班 (情報政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政情報ネットワークに関すること。 2. 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関すること。 3. 部内の応援に関すること。
	<p>先端技術活用推進班 (先端技術活用推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	<p>交通政策班 (交通政策課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 松本空港の感染予防対策に関すること。 2. 交通機関に係る感染予防及び情報の収集に関すること。 3. 交通機関の運行縮小要請に関すること。
	<p>市町村班 (市町村課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	<p>地域振興班 (地域振興課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	<p>信州暮らし推進班 (信州暮らし推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
<p>総務部</p>	<p>人事班 (人事課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 動員・派遣する職員の規模・選定等の調整に関すること。

部長 総務部長		と。 3. 部内の連絡調整に関すること。
	職員班 (職員課長)	県職員(教育委員会事務局職員及び警察職員を除く。)に対する特定接種の実施に関すること。
	財政班 (財政課長)	新型インフルエンザ等対策経費の予算措置に関すること。
	財産活用班 (財産活用課長)	1. 県庁舎の感染予防対策等に関すること。 2. 有線電話(専用電話・ダイヤルイン開設含む。)に関すること。 3. 本部活動に必要な資器材及び車両等の確保に関すること。
	税務班 (税務課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	情報公開・法務班 (情報公開・法務課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	コンプライアンス・行政経営班 (コンプライアンス・行政経営課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	総務事務班 (総務事務課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センター所長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
県民文化部 部長 県民文化部長 部付 国際担当部長 こども・若者担当部長	文化政策班 (文化政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。 3. 文化会館等の感染予防対策等に関すること。
	県民協働班 (県民協働課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課長)	1. 食料・生活物資の調達に関すること。 2. 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関すること。 3. 部内の応援に関すること。
	人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長)	1. 男女共同参画センターの感染予防対策等に関すること。 2. 部内の応援に関すること。
	国際班 (国際課長)	1. 外国籍県民等への感染情報の広報に関すること。 2. 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関すること。 3. 部内の応援に関すること。
	次世代サポート班 (次世代サポート課長)	1. 部内の応援に関すること。 2. 本部長の命ずる対策に関すること。
	こども・家庭班 (こども・家庭課長)	所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の感染予防対策等に関すること。
	私学振興班 (私学振興課長)	1. 私立学校等の感染予防対策等に関すること。 2. 部内の応援に関すること。
	高等教育振興班 (高等教育振興課長)	県立大学の感染予防対策等に関すること。
	健康福祉部 部長 健康福祉部長	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)

		4. 病状・健康不安等の相談窓口設置後の運営に必要な人員の確保に関する事。
	医療推進班 (医療推進課長)	1. 看護大学及び看護専門学校の感染予防対策等に関する事。 2. 保健医療分野の情報の提供に関する事。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 要配慮者の対応に関する事。 2. 社会福祉総合センター及び所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設等)の感染予防対策等に関する事。
	健康増進班 (健康増進課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	1. 健康福祉部の対策全般の調整に関する事。 2. 新型インフルエンザ等相談窓口及び帰国者・接触者相談センターの設置・運営に関する事。 3. 地方部の一般相談及び受診案内の総括に関する事。 4. 感染情報の収集及び取りまとめと関係機関への還元に関する事。 5. 保健所における感染防護具の確保に関する事。 6. 各地域における新型インフルエンザ等に係る医療体制の構築及び適切な医療の提供に関する事。 7. 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関する事。 8. 特定接種(県職員に対するものを除く。)及び住民接種に関する事。 9. 発生時の積極的疫学調査の実施に関する事。 10. 公衆衛生専門学校及び精神保健福祉センターの感染予防対策等に関する事。
	介護支援班 (介護支援課長)	1. 所管する高齢者福祉施設等の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	1. 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	1. 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 2. 遺体の搬送協力の調整に関する事。 3. 動物愛護センターの感染予防対策等に関する事。
	薬事管理班 (薬事管理課長)	1. 抗インフルエンザウイルス薬(流通状況把握、適正使用周知、県備蓄分の管理と提供他)に関する事。 2. 新型インフルエンザワクチンに関する事。 3. パンデミック時の医薬品の流通把握と適正使用の周知に関する事。
環境部 (部長 環境部長)	環境政策班 (環境政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 部内の連絡調整に関する事。
	環境エネルギー班 (環境エネルギー課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。

	水大気環境班 (水大気環境課長)	水道事業の機能維持に関する事。
	生活排水班 (生活排水課長)	下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の機能維持に関する事。
	自然保護班 (自然保護課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	1. ごみ処理・し尿処理の機能維持に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用・就業支援 担当部長	産業政策班 (産業政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 食料・生活物資の調達に関する事。 3. 事業者に対する感染予防対策等に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
	産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長)	1. 金融機関等に対する、特別な融資を実施するなどの措置の要請に関する事。 2. 部内の応援に関する事。 3. 本部長の命ずる対策に関する事。
	ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	1. 計量検定所、工業技術総合センターの感染予防対策等に関する事。 2. LPガスに係る物資の調達に関する事。
	人材育成班 (人材育成課長)	1. 工科短期大学校、技術専門校の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	労働雇用班 (労働雇用課長)	1. 勤労者福祉センター、野外趣味活動センター及び若年者就業サポートセンターの感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	営業部 部長 営業局長	営業班 (営業局次長)
観光部 部長 観光部長	山岳高原観光班 (山岳高原観光課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 山岳総合センター及び信州首都圏総合活動拠点の感染予防対策等に関する事。 3. 観光業者に対する感染予防対策等に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
	観光誘客班 (観光誘客課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
農政部 部長 農政部長	農業政策班 (農政政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 食料・生活物資の調達に関する事。 3. 部内の連絡調整に関する事。
	農業技術班 (農業技術課長)	1. 農業大学の感染予防対策等に関する事。 2. 主要食糧の調達に関する事。

	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	農地整備班 (農地整備課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	農村振興班 (農村振興課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
林務部 (部長 林務部長)	森林政策班 (森林政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 部内の連絡調整に関する事。
	信州の木活用班 (信州の木活用課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。 3. 林業大学校、林業総合センターの感染予防対策等に関する事。
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。 3. 県営総合射撃場の感染予防対策等に関する事。
建設部 (部長 建設部長 部付 リニア整備推進局長)	建設政策班 (建設政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 部内の連絡調整に関する事。
	道路管理班 (道路管理課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	道路建設班 (道路建設課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	河川班 (河川課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	砂防班 (砂防課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	施設班 (施設課長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
	リニア整備推進班 (リニア整備推進局次長)	1. 部内の応援に関する事。 2. 本部長の命ずる対策に関する事。
会計部 (部長 会計管理者)	会計班 (会計課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。 2. 対策経費の出納に関する事。 3. 大流行時の出納の処理方法に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
	契約・検査班 (契約・検査課長)	1. 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事。 2. 部内の応援に関する事。 3. 本部長の命ずる対策に関する事。
企業部 (部長 公営企業管理者)	経営推進班 (経営推進課長)	部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事。
	電気事業班	企業局発電施設の機能維持等に関する事。

	(電気事業課長)	
	水道事業班 (水道事業課長)	1. 県営水道施設の機能維持等に関する事 2. 飲料水供給の応援に関する事。
教 育 部 部長 教育長 部付 教育次長	教育政策班 (教育政策課長)	1. 部に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する事 2. 部内の連絡調整に関する事。
	義務教育班 (義務教育課長)	1. 公立幼稚園、小・中・義務教育学校の感染情報収集・連絡活動に関する事。 2. 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 3. 公立幼稚園、小・中・義務教育学校の感染予防対策等に関する事。
	高校教育班 (高校教育課長)	1. 公立高等学校の感染情報収集・連絡活動に関する事。 2. 公立高等学校の感染予防対策等に関する事。
	特別支援教育班 (特別支援教育課長)	1. 特別支援学校の感染情報収集・連絡活動に関する事。 2. 特別支援学校の感染予防対策に関する事。
	学びの改革支援班 (学びの改革支援課長)	1. 総合教育センターの感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	心の支援班 (心の支援課長)	1. 児童生徒等に対する心のケアに関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	文化財・生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	1. 社会教育施設等の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	保健厚生班 (保健厚生課長)	1. 部内職員の感染予防対策全般に関する事。 2. 教育委員会事務局職員に対する特定接種の実施に関する事。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	1. 体育施設の感染予防対策等に関する事。 2. 部内の応援に関する事。
	警 察 部 部長 警察本部長	警 備 班 (警備第二課長)
交 通 班 (交通企画課長)		1. 交通規制に関する事。 2. 緊急物資等の輸送路の確保及び誘導に関する事。
生 活 安 全 班 (生活安全企画課長)		犯罪の予防に関する事。
地 域 班 (地域課長)		1. 県、関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施に関する事。 2. 航空機の運用に関する事。
刑 事 班 (刑事企画課長)		1. 事件捜査に関する事。 2. 検視(多数死体)に関する事。
警 務 班 (警務課長)		1. 職員などの感染予防、健康管理及び施設の衛生管理に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 2. 装備資機材に関すること。 3. 広報に関すること。 4. 警察職員に対する特定接種の実施に関すること。 5. 情報通信対策に関すること
--	---

(別表第2 議会及び委員会事務局の組織)

議会事務局	議会事務局班 (議会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 局に係る感染情報集及び感染状況報告に関すること。 2. 各部の応援に関すること。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)
監査委員事務局	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	
人事委員会事務局	人事委員会班 (人事委員会事務局長)	
労働委員会事務局	労働委員会事務局班 (労働委員会事務局長)	

別表第3

地方部の名称		位置	管轄区域
長野県新型インフルエンザ等対策本部	佐久地方部	佐久地域振興局	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市
〃	上田地方部	上田地域振興局	小県郡、上田市、東御市
〃	諏訪地方部	諏訪地域振興局	諏訪郡、岡谷市、諏訪市、茅野市
〃	上伊那地方部	上伊那地域振興局	上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市
〃	南信州地方部	南信州地域振興局	下伊那郡、飯田市
〃	木曾地方部	木曾地域振興局	木曾郡
〃	松本地方部	松本地域振興局	東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市
〃	北アルプス地方部	北アルプス地域振興局	北安曇郡、大町市
〃	長野地方部	長野地域振興局	埴科郡、上高井郡、上水内郡、長野市、須坂市、千曲市
〃	北信地方部	北信地域振興局	下高井郡、下水内郡、中野市、飯山市

(別表第4 別表第5) 長野県新型インフルエンザ等対策本部地方部組織及び事務分掌

部 (部長等)	班 (班 長)・〈副班長〉		分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地域振興局 長) 副地方部長 (地域振興局副 局長 保健福祉事務 所長 建設事務所長 警察署長 その他知事部 局及び他の任 命権者に属す る現地機関の 長等のうち地 方部長が指名 する者	総 務 班 (総務管理課長) 〈企画振興課長〉 〈保健福祉事 務所副所長〉	総 括	1. 地方部の組織及び設置に関すること。 2. 地方部運営の連絡調整・渉外・庶務に関すること。 3. 地方部職員の動員に関すること。 4. 県対策本部との連絡調整に関すること。 5. 社会活動等の制限など感染拡大防止のための措置に関すること。 6. 消防機関との連絡調整に関すること。 7. 市町村等と連携した社会機能維持のための措置に関すること。 8. 相談窓口設置後の運営に必要な人員の確保に関すること。 9. その他、対策の目的達成に必要な対応等に関すること。
		情報収集 担 当	1. 情報のとりまとめに関すること。 2. 市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。
		庁舎担当	1. 有線電話(専用電話:ダイヤルイン開設含む。)に関すること。 2. 庁舎の感染予防対策等に関すること。 3. 地方部活動に必要な資器材及び車両等の確保に関すること。 4. 地方部の応急対策に係る物品の購入に関すること。
		広 報 班 (総務管理課長) 〈企画振興課長〉 〈健康づくり支援課長〉	1. 報道発表に関すること。 2. 報道関係者との連絡調整に関すること。 3. 各種媒体による情報提供に関すること。
	保健福祉事 務所班 (保健福祉事務 所副所長) 〈健康づくり支援 課長〉 〈食品・生活衛生 課長〉 〈検査課長〉 〈福祉課長〉	総 括	1. 保健所対応業務の連絡調整に関すること。 2. 医療機関との連絡調整に関すること。 3. 相談窓口及び帰国者・接触者相談センターの設置・運営に関すること。
		電話相談 担当	1. 新型インフルエンザ等一般相談に関すること。 2. 受診案内に関すること。
		サーベイ ランス	サーベイランスに関すること。
		疫学調査	疫学調査に関すること。
		検体搬送	検体搬送に関すること。
		患者搬送	患者搬送に関すること。
福 祉	社会福祉施設及び要配慮者の対応に関すること。		

環 境 班 (環 境 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
農 政 班 (農 政 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 食料、生活物資の調達に関する こと。 3. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
農 地 整 備 班 (農 地 整 備 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
林 務 班 (林 務 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
商 工 観 光 班 (商 工 観 光 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 食料・生活物資の調達に関する こと。 3. 事業者に対する感染予防対策等に関する こと。 4. 観光業者に対する感染予防対策等に関する こと。 5. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
県 税 事 務 班 (県 税 事 務 所 次 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
建 設 班 (総 務 課 長) (維 持 管 理 課 長) (整 備 課 長) (用 地 課 長) (計 画 調 査 課 長) (関 連 事 業 課 長) (建 築 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況報告に関する こと。 2. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
会 計 班 (会 計 セ ン タ ー 所 長)	1. 対策経費の出納に関する こと。 2. 大流行時の出納の処理方法に関する こと。
教 育 班 (総 務 課 長) (学 校 教 育 課 長) (生 涯 学 習 課 長)	1. 班に係る感染情報収集及び感染状況の報告に関する こと。 2. 班に係る学校等の感染予防対策全般に関する こと。 3. 地方部長の命ずる対策に関する こと。
警 察 班 (各 警 察 署 警 備 課 長)	本部組織の警察部の分掌事務の例による。

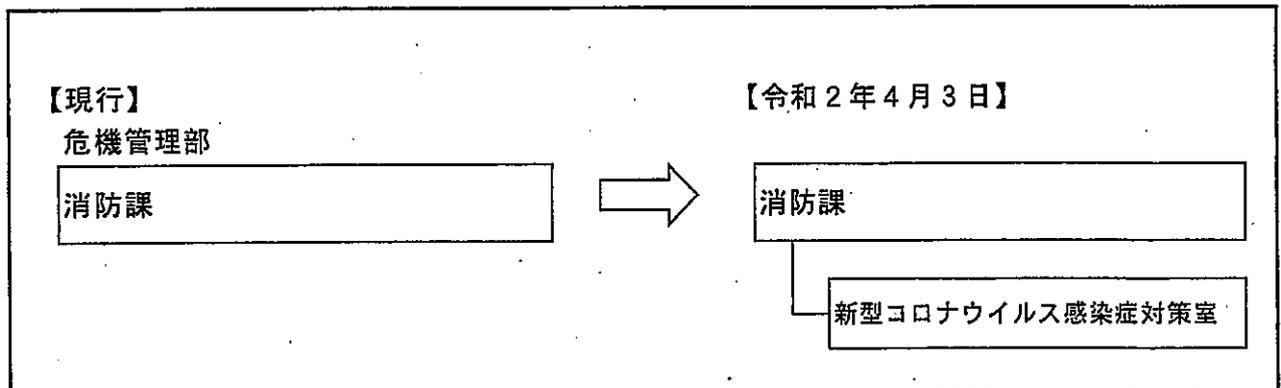
令和 2 年 4 月 3 日付け組織改正について

危機管理部

総務部

国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対策を強化するため、令和 2 年 4 月 3 日に組織改正を行います。

「新型コロナウイルス感染症対策室」の設置



**銀座NAGANOでは、3月27日（金）から当面の間、
営業時間を短縮するとともに、3月28日（土）、29日（日）の
2日間臨時休業いたします。**

銀座NAGANOでは、お客様への新型コロナウイルス感染防止のために、館内各階へのアルコール消毒液の設置や注意喚起、スタッフのマスク着用、手洗いとうがいの励行などの取組を行ってまいりました。

この度、東京都の不要不急の外出自粛要請を受け、更なる感染拡大防止のための取組として、店舗営業時間の短縮と臨時休業を実施いたします。

1 店舗の営業時間の短縮（当分の間）

営業時間 午前10時30分 ～ 午後7時

（現行 午前10時30分 ～ 午後8時）

2 3月28日（土）、29日（日）の臨時休業

お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

- ・ 銀座NAGANOでは店舗販売以外にも、電話で注文いただいた商品をお宅まお届けする「しあわせ信州お届け便」や、ネット通販「ながのマルシェ」の取組を行っています。
- ・ 「しあわせ信州お届け便」は4月30日まで代引手数料無料でご利用いただけますので、是非、ご活用ください。
※申し訳ありませんが、臨時休業期間中（3月28日、29日）は「しあわせ信州お届け便」もお休みさせていただきます。

○「しあわせ信州お届け便」 お問い合わせ先 03-6274-6018
○「ながのマルシェ」 <https://nagano-marche.com/>

銀座NAGANOは、首都圏の皆様には長野県産品の魅力をお届けする情報発信拠点として活動してまいりますので、引き続きご愛顧くださるようお願い申し上げます。

ONE NAGANO

みんなの力で、がんばろう信州

Working together to support our province

銀座 NAGANO

しあわせ信州シェアスペース

銀座NAGANO（信州首都圏総合活動拠点）
（所長）小山 浩一
電話 03-6274-6015（直通）
FAX 03-6274-6557
E-mail info@ginza-nagano.jp

産業労働部営業局 メディア・ブランド発信担当
（次長）齋藤 政一郎（担当）齋藤 一真
電話 026-235-7249（直通）
026-232-0111（代表）内線3963
FAX 026-235-7496
E-mail brand@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

本日(3月27日)、長野県内において、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。(県内5例目)

当該患者に係る状況については、以下のとおりです。

(1) 年代 20代

(2) 性別 男性

(3) 居住地 東京都

(4) 症状、経過

3月23日 発熱(37度台)、咳、咽頭痛、頭痛、
県内の医療機関Aへ受診

3月24日 発熱(38度台)が続くため、有症状者相談窓口(飯田
保健所)へ相談

3月26日 有症状者相談窓口(飯田保健所)へ連絡、
医療機関Aへ再受診・検体採取

3月27日 PCR検査の結果「陽性」が判明、
感染症指定医療機関Bへ入院

(5) 行動歴及び濃厚接触者

3月20日に、東京都から県内(飯田保健所管内)へ帰省
詳細は現在調査中。

【県民及び滞在者の皆様へ】

県民及び滞在者の皆様におかれましては、国や長野県が発信する正確な情報に基づいて行動をお願いします。

感染拡大防止のため、3つの密(「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集する場所」、「間近で会話や発声をする密接な場面」)の重なりを避けてください。

また、季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を行っていただくとともに、咳や発熱等がある場合にはマスクの着用をお願いします。

〔新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口〕一覧〕

電話相談窓口	管轄市町村	連絡先電話番号 (24時間対応)
佐久保健福祉事務所(佐久保健所)	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3164
上田保健福祉事務所(上田保健所)	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所(諏訪保健所)	岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所(伊那保健所)	伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所(飯田保健所)	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所(木曾保健所)	木曾郡	0264-25-2233
松本保健福祉事務所(松本保健所)	松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所(大町保健所)	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所(長野保健所)	須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	026-225-9039
北信保健福祉事務所(北信保健所)	中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	0269-62-6104
(参考) 長野市保健所	平日 (8:30~17:15) 026-226-9964	休日・夜間 (17:15~8:30) 026-226-4911

〔聴覚障がい者等相談窓口〕

休日を含め 24 時間、専用 FAX でお受けします。

【専用電話】 026-403-0320

〔新型コロナウイルス感染症一般相談窓口〕

休日を含め 24 時間、専用電話でお受けします。

【専用電話】 026-235-7277 または、026-235-7278

〔参考：厚生労働省の電話相談窓口〕【受付時間 9:00~21:00】

【電話番号】 0120-565653

〔報道機関へのお願い〕

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、報道にあたっては、患者の方のプライバシー保護や勤務先の風評被害防止といった観点から、特段のご配慮をお願いします。

健康福祉部保健・疾病対策課
 (課長) 徳本 史郎 (担当) 唐木 英司
 電話 026-235-7148 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2646
 F A X 026-235-7170
 E-mail hoken-shippei @pref.nagano.lg.jp



新型コロナウイルス感染症患者の発生について

本日(3月29日)、長野県内において、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。(県内6例目・7例目)

当該患者に係る状況については、以下のとおりです。

【6例目】

- (1) 年代 20代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 長野県(飯田保健所管内)
- (4) 症状、経過
 - 3月26日 咽頭痛
 - 3月28日 県内5例目(3月27日発生)の患者の濃厚接触者であり、発熱(37度台)、咳、咽頭痛の症状があったため、検体採取
 - 3月29日 PCR検査の結果「陽性」が判明、感染症指定医療機関Aへ入院
- (5) 行動歴及び濃厚接触者
詳細は現在調査中。

【7例目】

- (1) 年代 40代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 長野県(松本保健所管内)
- (4) 症状、経過
 - 3月19日 発熱(39度台)
 - 3月23日 県内の医療機関Bへ受診
 - 3月27日 医療機関Bから松本保健所へ連絡。
 - 3月28日 松本保健所の調整に基づき、県内の医療機関Cへ受診・検体採取
 - 3月29日 PCR検査の結果「陽性」が判明、感染症指定医療機関Dへ入院
- (5) 行動歴及び濃厚接触者
詳細は現在調査中。

【県民及び滞在者の皆様へ】

県民及び滞在者の皆様におかれましては、国や長野県が発信する正確な情報に基づいて行動をお願いします。

若い皆さんは新型コロナウイルス感染により重症化するリスクは低いとされていますが、症状の軽い人が重症化リスクの高い人に感染を広げてしまう可能性もありますので、特にご理解とご協力をお願いします。

年度末・年度始は、就職や進学などで人の往来が大変多い時期です。

県民の皆様も、県外からお越しの方も、発熱等の風邪症状がある場合は外出を控え、他の方との接触は避けていただくよう改めてお願いします。

感染拡大防止のため、3つの密（「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集する場所」、「間近で会話や発声をする密接な場面」）の重なりを避けてください。

また、季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を行っていただくとともに、咳や発熱等がある場合にはマスクの着用をお願いします。

【「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」一覧】

電話相談窓口	管轄市町村	連絡先電話番号 (24時間対応)
佐久保健福祉事務所(佐久保健所)	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3164
上田保健福祉事務所(上田保健所)	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所(諏訪保健所)	岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所(伊那保健所)	伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所(飯田保健所)	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所(木曾保健所)	木曾郡	0264-25-2233
松本保健福祉事務所(松本保健所)	松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所(大町保健所)	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所(長野保健所)	須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	026-225-9039
北信保健福祉事務所(北信保健所)	中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	0269-62-6104
(参考) 長野市保健所	平日 (8:30~17:15) 026-226-9964	休日・夜間 (17:15~8:30) 026-226-4911

〔聴覚障がい者等相談窓口〕

休日を含め 24 時間、専用 FAX でお受けします。

【専用電話】 026-403-0320

〔新型コロナウイルス感染症一般相談窓口〕

休日を含め 24 時間、専用電話でお受けします。

【専用電話】 026-235-7277 または、026-235-7278

〔参考：厚生労働省の電話相談窓口〕【受付時間 9:00～21:00】

【電話番号】 0120-565653

〔長野県新型コロナ対策パーソナルサポート〕

LINE を活用して、問合せにチャットボットによる自動応答で相談先等を案内しています。

URL: <https://lin.ee/9aR5SmI>



〔報道機関へのお願い〕

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、報道にあたっては、患者の方のプライバシー保護や勤務先の風評被害防止といった観点から、特段のご配慮をお願いします。

健康福祉部保健・疾病対策課
(課長) 徳本 史郎 (担当) 唐木 英司
電話 026-235-7148 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2646
F A X 026-235-7170
E-mail hoken-shippei @pref.nagano.lg.jp

県民の皆様へのお願い

県民の皆様には、この週末（3月28日、29日）に、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域との往来を控えていただくようお願いをしたところですが、依然として都道府県によっては感染者の増加がみられることから、当面、そのような地域との不要不急の往来を控えていただくようお願いいたします。

また、年度末・年度始めは、進学・就職など、若い世代を中心に人の往来が大変多い時期です。感染拡大防止のため、「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」の3つの「密」が重なるような集まりは避けていただくとともに、発熱等の風邪症状がある場合には、外出を控えていただくよう改めてお願いいたします。

令和2年3月29日

長野県知事 阿部 守 一

県民の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためのお願い～

感染拡大を防止し、県民の皆様の健康を守るためには、皆様のご理解とご協力が不可欠です。

県民の皆様は、次の点にご留意ください。

- 1 発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。
- 2 集団感染の防止にご協力ください。
- 3 自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。

* 若者の皆さんは、新型コロナウイルス感染により重症化するリスクは低いとされていますが、症状の軽い人が重症化リスクの高い人に感染を広めてしまう可能性もありますので、特にご理解とご協力をお願いします。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和2年3月6日

長野県知事 阿部 守一

1 発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。

- 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・登校等を含めて外出を控えてください。
- 事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合には、休暇を取得させる等の配慮をお願いします。
- 症状にかかわらず医療機関を直接受診することは、かえって感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。また、複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」にご相談ください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

2 集団感染の防止にご協力ください。

- 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは、感染リスクが高いため避けてください。
買い物等に出かける場合には、混雑していない時間帯を選ぶなどの配慮をお願いします。
- なお、屋外での散歩やジョギングなど人との接触が少ない活動をする場合は、感染リスクが低いとされています。
- イベントを開催する方は、その規模の大小にかかわらず、開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

3 自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。

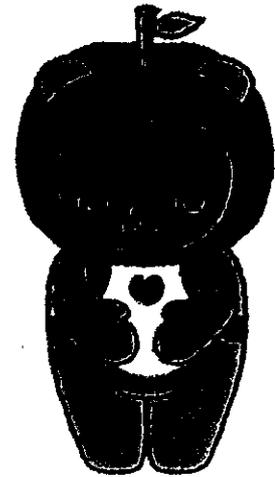
- 石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒をこまめに行ってください。
- 咳やくしゃみ等の症状がある方は、咳エチケットを必ず行ってください。
- 発熱等の風邪症状がある方が、やむを得ず外出する必要がある場合は、必ずマスクを着用してください。
- マスクについては、風邪症状のある方や医療関係者など必要な方が確保できるよう、冷静な購買行動にご協力ください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

感染拡大地域への往来は控えてください

今週末、外出の自粛が求められているような
感染拡大地域への不要不急の往来は
できるだけ控えてください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

年度末・年度始めは注意が必要です

年度末・年度始めは、人の往来が大変多い
時期であるため、県民の皆様も、県外から
お越しの皆様も、発熱等の風邪症状
がある場合は外出を控え、他の方と
の接触は避けてください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

3つの“密”の重なりを避けてください

密閉空間

3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

密集場所 密接場面

『出典：首相官邸HPより』